業務提携契約書

株式会社ビー・コミュニティと共働事業者との事業運営に、共働事業者として参画するために、

販 売 員〔

](以下、「甲」という)と

共働事業者〔

〕(以下「乙」という)とは、

甲が共働事業者として活動するために必要なノウハウの提供等を目的として以下の事項について合意する。

第1条(目的)

本業務提携契約(以下「本契約」という)は、甲乙間の契約内容を明確にし、乙は甲の行う事業に対して 支援すること、甲は乙のアドバイスに従って事業運営を適切に行い、事業収益の一部を規定に従って支払う こと、その他本事業の活動において必要な事項を定めます。

第2条(事業内容)

- 1. 乙は、甲の共働事業者として事業開始に際して必須の事業者研修を行います。
- 2. 乙は、甲が円滑に事業活動を行うためのコンサルティングを行い、株式会社ビー・コミュニティの掲げる理念を伝え、共働事業者としての資質および条件を満たした者に必要な情報やノウハウを提供します。
- 3. 甲は、乙のアドバイスや提供されたノウハウに従って、サービス利用者を確保するために活発に営業活動を行い、共働事業者として販売収入と区画運用収入を得ます。
- 4. 甲は、乙に対し運営指導料を支払います。

第3条(契約の適用範囲)

甲および乙は、本契約に基づき甲および乙が行うべき業務と遵守すべき規則を定めます。

第4条 (契約内容の変更)

乙は、システムや商品、サービスの仕様変更等に伴い、本契約の内容を一部変更することがあります。その場合は、甲の契約条件その他の内容は、変更後の新たな契約の内容が適用されます。

第5条 (契約内容変更時の同意)

乙から甲に通知がなされた場合、甲は特段の手続きを取らない限り、その通知内容に同意したものとみなします。この通知は、書面の送付または電子メールの送信によって行われるものとします。

第6条(業務)

- 1. 甲は、本契約に基づき、下記の業務について誠意を持って遂行するものとします。
 - 1) サービス利用者を募集する業務
 - 2) サービス利用者および見込み顧客の応対業務
 - 3) 前各号に付帯する業務
- 2. 乙は、本契約に基づき、下記の業務について誠意を持って遂行するものとします。
 - 1) 効果的な宣伝や販売方法等のノウハウを提供する業務

- 2) 甲より要求のあった質問への回答や改善策を提案する業務
- 3) 株式会社ビー・コミュニティの新たな商品やサービスを紹介する業務
- 4) 前各号に付帯する業務

第7条(契約金·手数料等)

- 1. 甲は乙に、本事業の運営指導料(アドバイザー料)として、事業者研修費の10%を支払うものとし、株式会社ビー・コミュニティのオープンアカウント制度を利用して、株式会社ビー・コミュニティの指定する口座に研修費を支払うことにより自動で乙の指定する口座に支払うものとします。
- 2. 甲は乙に、本事業の運営指導料(コンサルティング料)として、株式会社ビー・コミュニティから受け取る 区画運用収入の6分の1を支払うものとし、株式会社ビー・コミュニティのオープンアカウント制度を 利用して、毎月自動で乙の指定する口座に支払うものとします。
- 3. 甲の支払う研修費の振込手数料は、甲が負担するものとします。また、オープンアカウント制度により 甲から乙へ支払われる運営指導料等の振込手数料は、キャンペーン期間中は株式会社ビー・コミュニティが負担するものとします。

第8条 (譲渡制限)

甲および乙は、株式会社ビー・コミュニティの定めた規約に従い、使用許諾を受けているかいないかにかかわらず、本事業および提携先や取引先を含む関係者等によって付与されたいかなる権利も許可なく第三者に譲渡、売買、名義変更、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。

第9条(損害賠償)

本事業に関して、甲および乙に何らかの損害が発生した場合は、双方共に誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

第10条(機密保持)

- 1. 甲および乙は、本契約に関連して相手方当事者から開示を受けた秘密情報および本事業に関連して知り 得た相手方当事者の技術上、営業上の秘密情報(以下「秘密情報等」という)の秘密を保持し、相手方 当事者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩しないものとします。また、承諾を得た 場合であっても、甲および乙は、これらの秘密情報等を本事業の利用目的以外には利用しないものとし ます。
- 2. 甲あるいは乙が本契約を解約した後も、双方共に前項を遵守するものとします。

第11条(本事業の中断)

- 1. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に甲へ通知することなく、一時的に本事業の全部 または一部の提供を中断できるものとします。
 - 1) 甲が本規約に違反し、かかる違反がすみやかに是正されない場合
 - 2) 株式会社ビー・コミュニティの本事業に係わるシステムの保守を緊急に行う場合
 - 3) 株式会社ビー・コミュニティの本事業に係わるシステムの障害等により本事業を提供できなくなった場合

- 4) 上記以外の緊急性を要する場合
- 2. 乙は、第1項による本事業の中断を行った場合、速やかに甲へ通知するものとします。

第12条 (解約)

- 1. 甲あるいは乙が本契約の解約を申出、その相手方当事者がその申出を承諾したとき、本契約により発生した権利はすべて喪失します。
- 2. 甲あるいは乙が本契約の解約を申出たとき、これまでの契約金や手数料等の払い戻しは、双方共に一切 行わないものとします。
- 3. 本契約解約後も、第9条、第10条および本条第4項は適用されるものとします。
- 4. 甲および乙は、相手方当事者に対する残債務がある場合、完済するときまで支払いの責任を負うものと します。

第13条 (強制的解約および期限の利益の喪失)

- 1. 甲および乙は、相手方当事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方当事者に何ら通知・催告することなく、直ちに本契約を解約できるものとします。また、相手方当事者が本条第4号ないし第9号のいずれかに該当した場合は、負担する一切の債務について当然に期限の利益を喪失するものとし、その他各号のいずれかに該当した場合は、請求によって、負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。
 - 1) 相手方に提供する情報に虚偽の事実が含まれていたとき
 - 2) 相手方当事者またはその使用人(役員を含みます)が本事業資格を本契約の履行目的以外に利用したとき、または不正使用を行ったとき
 - 3) 本契約の履行を怠ったとき、または本契約に違反したとき
 - 4) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受け、または支払停止もしくは支払不能状態に至ったとき
 - 5) 公租公課を滞納し催告を受けたとき
 - 6) 差押え・仮差押え・仮処分・競売の申立てを受けたとき、破産、民事再生、会社更生もしくは特別 清算その他これらに類する法的整理手続きの申立てがあったとき、または清算に入ったとき
 - 7) 行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、相手方当事者が本契約の解約が相当 と判断したとき
 - 8) 事業の廃止、重大な変更、または、解散決議をしたとき
 - 9) 事業の全部または一部を第三者に譲渡したとき、合併もしくは会社分割したとき、または資本構成に重大な変更があったとき
 - 10) 第4号ないし第9号の他、信用状態に重大な変化が生じたと乙が判断したとき
 - 11) 営業または業態が公序良俗に反すると乙が判断したとき
 - 12) 乙が本契約の継続を困難と認めたとき
 - 13) 甲が景表法その他の法令、条例等に違反したとき
 - 14) 甲またはその使用人(役員を含みます)が、第19条に定める事項に該当すると乙が判断したとき
- 2. 第1項の解約は、相手方に対しての損害賠償請求を妨げないものとします。

第14条(本契約に定めのない事項)

本契約に定めなき事項が生じた場合には、本契約の主旨に従い、双方共に誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

第15条(反社会的勢力との関係)

甲および甲の関係者等は、反社会的勢力(平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が 反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます)に該当 しないことおよび反社会的勢力と一切関係を有していないことを表明し、保証するものとします。

第16条(準拠法)

本契約の成立、効力、解釈および履行は日本国内法に準拠するものとします。

第17条(合意管轄裁判所)

甲と乙との間で本事業の利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第 一審の専属的合意裁判所とします。

第18条(委任規定)

この契約規定に定めるものの他に、本事業の実施に関して必要となる事項は、乙において定め、一切の異議を申立てないことに甲は予め合意するものとします。

以上、本契約を証するために本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する ものとする。

平成 年 月 日

(甲)	住所	
	会社名	
	_(代表者) 氏名	(FI)
(乙)	住所	
	会社名	
	(代表者) 氏名	(FI)
	· ·	